

# 公共工事品質確保技術者講習 テキスト：ダイジェスト版

平成 18 年 5 月

国土交通省関東地方整備局

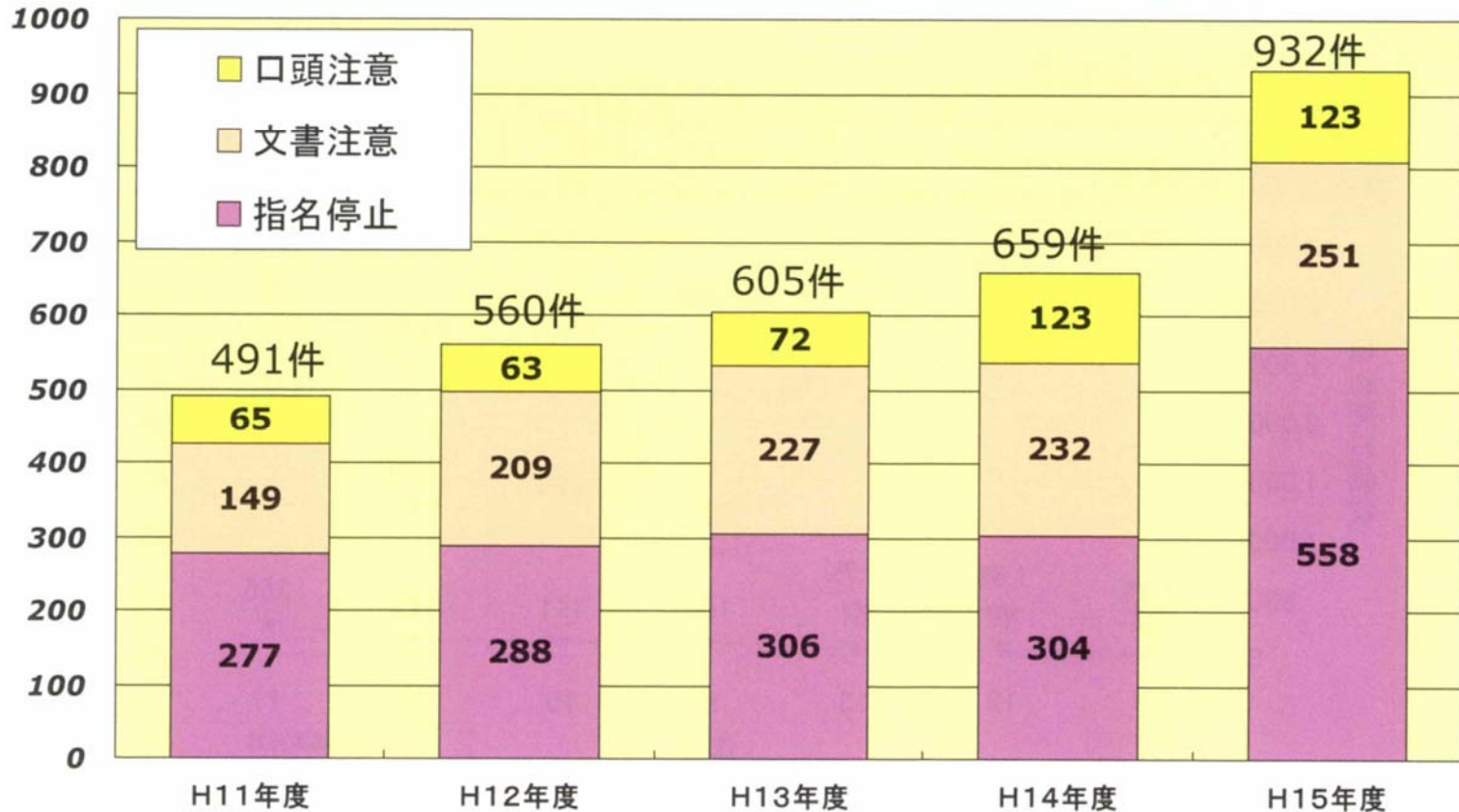
建設マネジメントフォーラム（CMF）編集

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の背景



# 地方公共団体における不良工事の発生状況

安全管理・品質管理上の問題から指名停止等を措置された件数(都道府県・政令市)

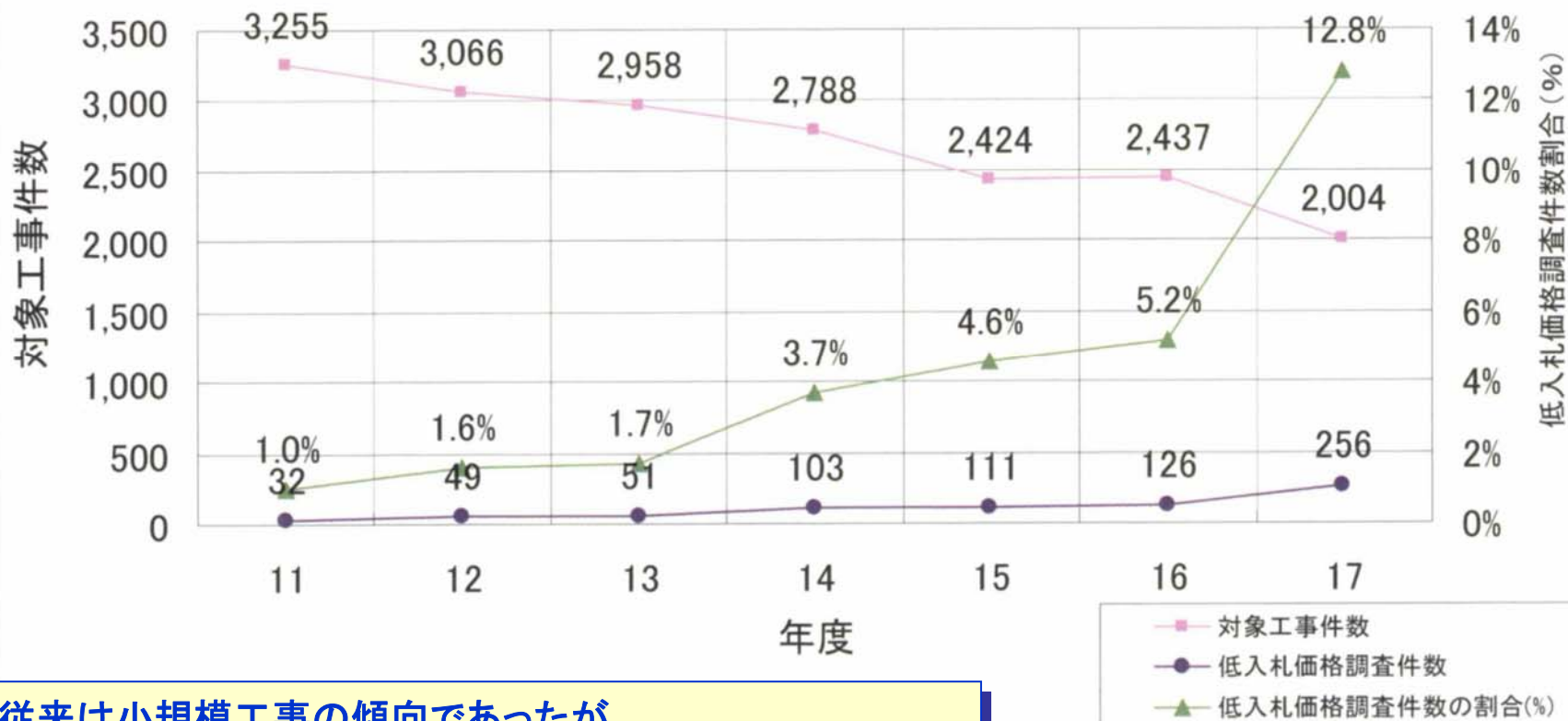


※H16.10国土交通省調査

# 関東地方整備局の現況

## 低入札価格調査件数

年度	11	12	13	14	15	16	17
対象工事件数	3,255	3,066	2,958	2,788	2,424	2,437	2,004
低入札価格調査件数	32	49	51	103	111	126	256



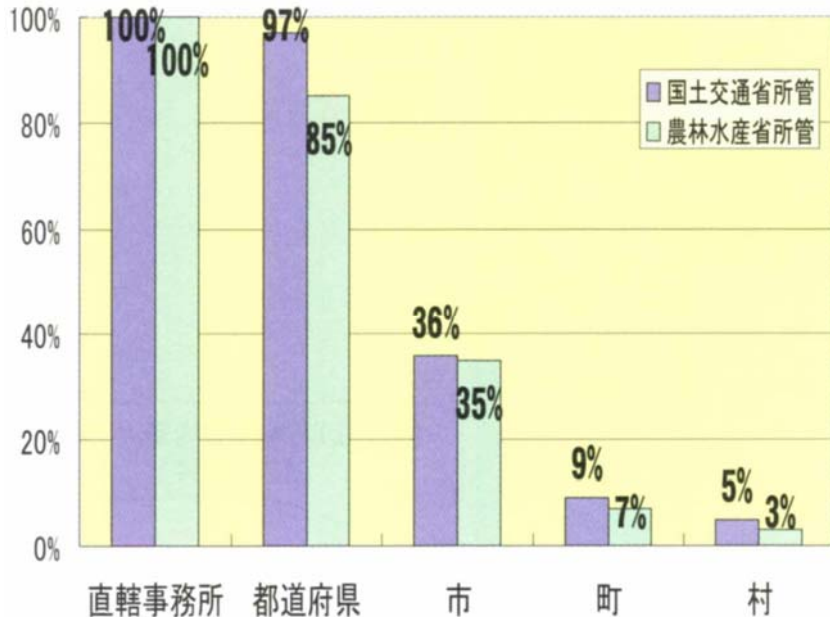
従来は小規模工事の傾向であったが、最近ではWTO案件など大規模工事にも見られるようになり、社会的に問題にもなってきた。

# 公共工事における監督・検査の実施状況

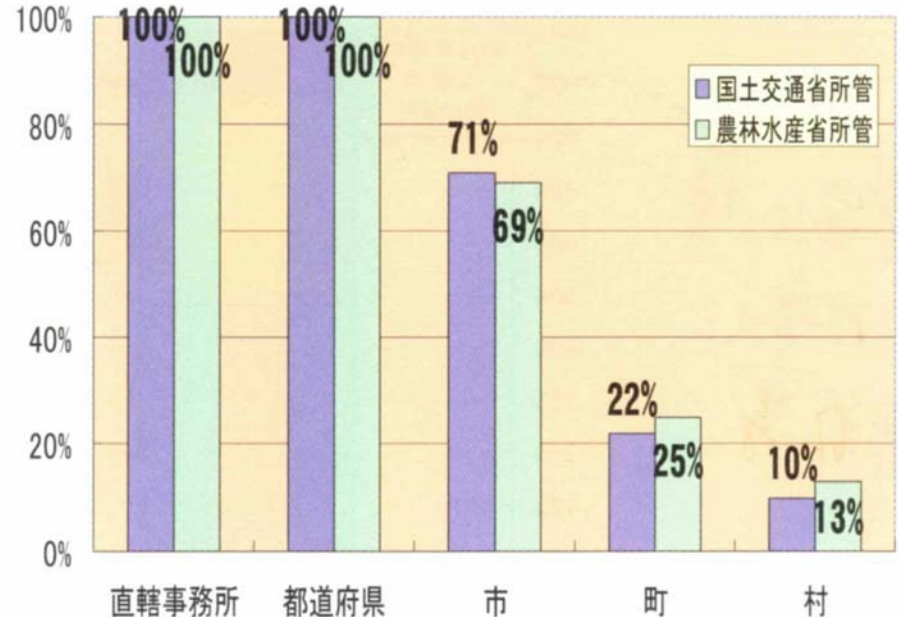
平成14年度会計検査院 会計検査結果

「公共工事の品質を確保するための監督・検査体制等の整備状況について」(特別検査項目)より

監督要領等の整備状況(整備率)



検査要領等の整備状況(整備率)



## 4分の1以上の市町村では技術系職員が全くいない

- ・公共工事の発注者には、「工事費の適切な見積り」、「適切な企業を選定」、「工事の監督及び検査を適切に実施」する責任があるが、市町村のうち約26%は一人も技術者が存在せず、これらの責任を果たせない状況
- ・『発注者の組織能力には大幅な差異がある』という前提に立つことが必要

区分	土木技師がいない市町村		建築技師がいない市町村		土木技師も建築技師もいない市町村	
	市町村数	比率(%)	市町村数	比率(%)	市町村数	比率(%)
市(政令市含む)	14	2.8	31	6.1	10	2.0
町	439	28.9	993	65.3	422	27.8
村	206	51.9	331	83.4	202	50.9
合計	659	27.2	1355	55.9	634	26.1

## 「品確技術者制度」に関する

必要に応じてという曖昧さ  
・全案件で小委員会→局長の思い

### 4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

- 国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。
- 地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。
- この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面での工夫も可能。なお、学識経験者には意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

### 5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、工事成績評定項目の標準化。
- 監督については、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備。

### 6 発注関係事務の環境整備に関する事項

- 各省各庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。
- これらの資料を踏まえ、各発注者は各々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める(整備が困難な場合、国及び都道府県が支援)。

中間技術検査の強化:市町村の大きな足かせになる。  
→将来は「品確技術者」に期待か？

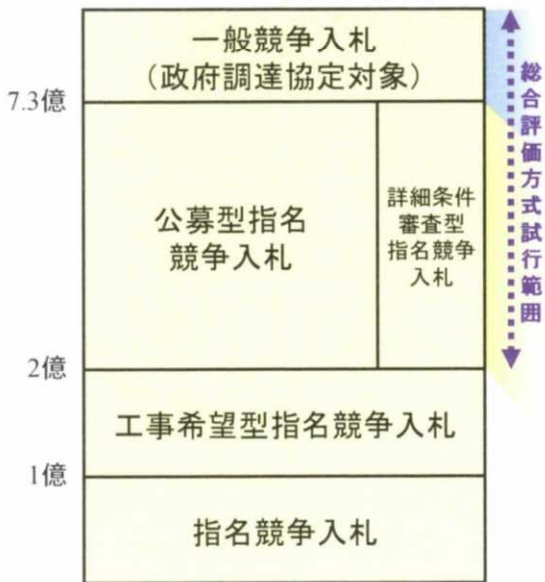
# ●入札制度の大改革(1)

## ■ 一般競争入札方式の拡大

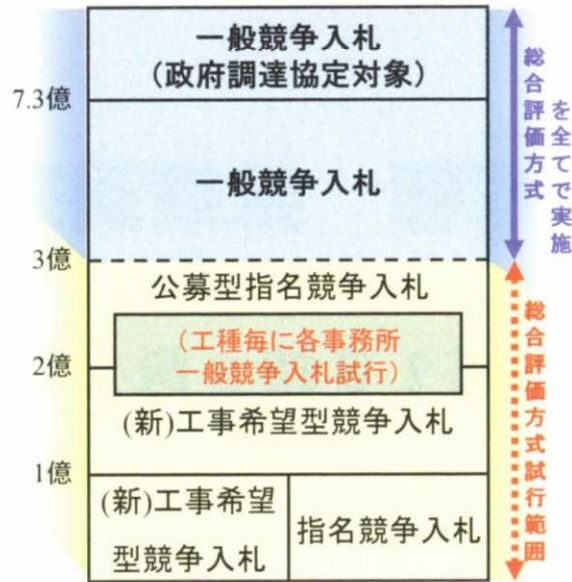
- ・ H17年9月以降 7.3億円以上の工事から3億円以上の全ての工事に拡大  
(関東)3億円以下の工事も積極的な一般競争入札拡大
  - ・ H18年度以降 7.2億円以上の工事から2億円以上の全ての工事にさらに拡大  
(関東)2億円以下の工事も積極的な一般競争入札拡大、原則指名競争入札廃止
- これにより、一般競争入札の対象企業がこれまでほぼAランク企業に限られていた状況から、B・Cランクの企業にまで拡大

(関東)鋼橋・PC橋は工事規模によらず原則一般競争入札に拡大

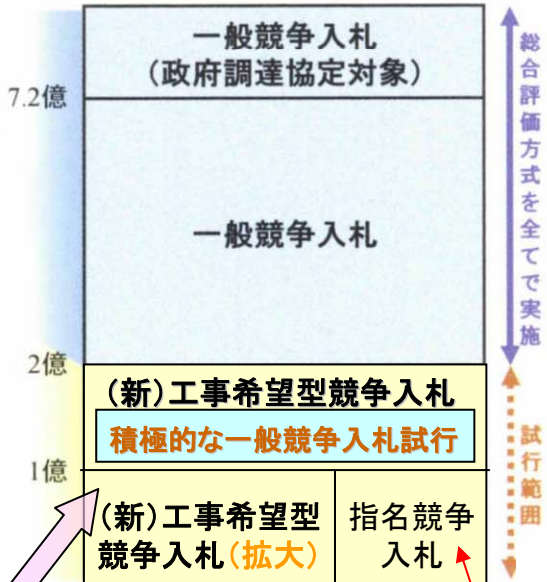
(H17年度秋迄)



(H17年度秋以降)



(H18年度以降)



指名競争入札は特例  
以外は無くす

- 一般競争入札＝総合評価方式
- 工事希望型は総合評価方式とすることができる

(特例)

災害や小規模な補修などから無くせない



## ●入札契約制度の大改革(2)

### ■ 総合評価方式の拡大（談合等の不正防止に期待）

#### ○ 適用する工事の拡大

- ・H17年度は40%《H18年度は50%超》の工事(金額ベース)が対象（H16:20%）  
（関東） H17年9月以降、一般競争入札は全て総合評価方式を基本とする

### ■ 入札情報の公表方法の改善等

#### ○ 指名業者の事後公表の推進

- ・ H17年全入札件数の概ね5割（平成17年8月29日通達）  
（関東） H17年9月以降手続きを開始する工事は、入札参加者を全て事後公表  
（関東） H17年9月以降手続きを開始するコンサルタント業務等も同様に事後公表

### ■ 入札契約の過程に対する監視の強化

#### ○ 入札執行段階での強化

- （関東） 工事費内訳書の確実な点検と自動化  
（関東） 工事費内訳書の点検の詳細化（種別・細別の単価比較等の監視）

# H17評価項目の例

(一般土木の場合)

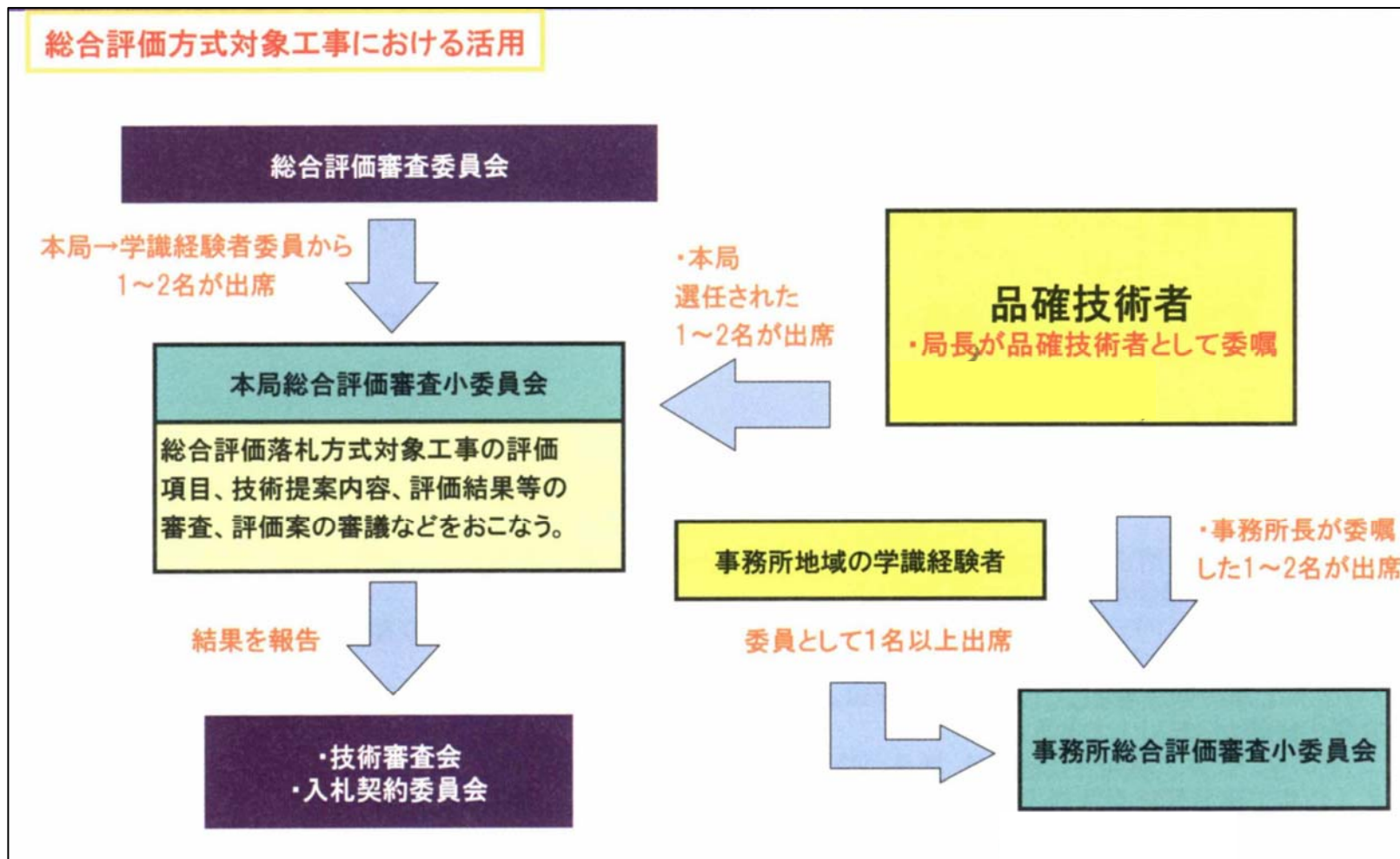
企業への期待	評価の視点	評価項目例	WTO標準型	標準型	簡易型(一般競争)	簡易型	
① 企業の技術力	施工計画(簡易型)	工程管理に係わる技術的所見	◎		◎ 工事内容により3項目または2項目を指定	◎ 工事内容により1項目を指定	
		材料の品質管理に係わる技術的所見	◎				
		施工上の課題に対する技術的所見	◎				
		施工上配慮すべき事項	◎				
		安全管理に留意すべき事項	◎				
	企業の施工実績	同種工事の施工実績		◎	◎	◎	
		工事成績		◎	◎	◎	
		優良工事表彰		◎	◎	◎	
		安全管理優良請負者表彰		◎	◎	◎	
		イメージアップ優良工事表彰		◎	◎	◎	
		コスト縮減工事表彰		◎	◎	◎	
		事故及び不誠実な行為		◎	◎	◎	
		関連分野での技術開発の実績		◎	○	○	
	配置予定技術者の能力	資格		—	—	—	◎
		同種工事の施工経験		◎	◎	◎	◎
優良工事技術者表彰			◎	◎	◎	◎	

企業への期待	評価の視点	評価項目例	WTO標準型	標準型	簡易型(一般競争)	簡易型				
① 企業の技術力	配置予定技術者の能力(つづき)	技術者の専門技術力	○	○	○	○				
		当該工事の理解度・取り組み姿勢								
		技術者のコミュニケーション力								
② 企業の信頼性・社会性	地域精通度	地理的条件1(近隣地域での施工実績)	◎	◎	◎	◎				
		地理的条件2(緊急時の施工体制)	◎	○	○	○				
	地域貢献度	災害協定等による地域貢献の実績	◎	◎	◎	◎				
		ボランティア活動による地域貢献度の実績	◎	○	○	○				
		労働福祉の状況	◎	○	○	○				
		地産品の使用状況	◎	○	○	○				
	③ 企業の高度な技術力	総合的なコスト	ライフサイクルコスト	◎	◎	◎	◎			
その他										
性能・強度等		性能・機能								
		社会要請	環境の維持							
交通の確保										
特別な安全対策										
省資源・リサイクル										
施工計画		施工上配慮すべき事項等の技術的所見	◎					◎	◎	◎

凡例) ◎:必須項目, ○:選択項目

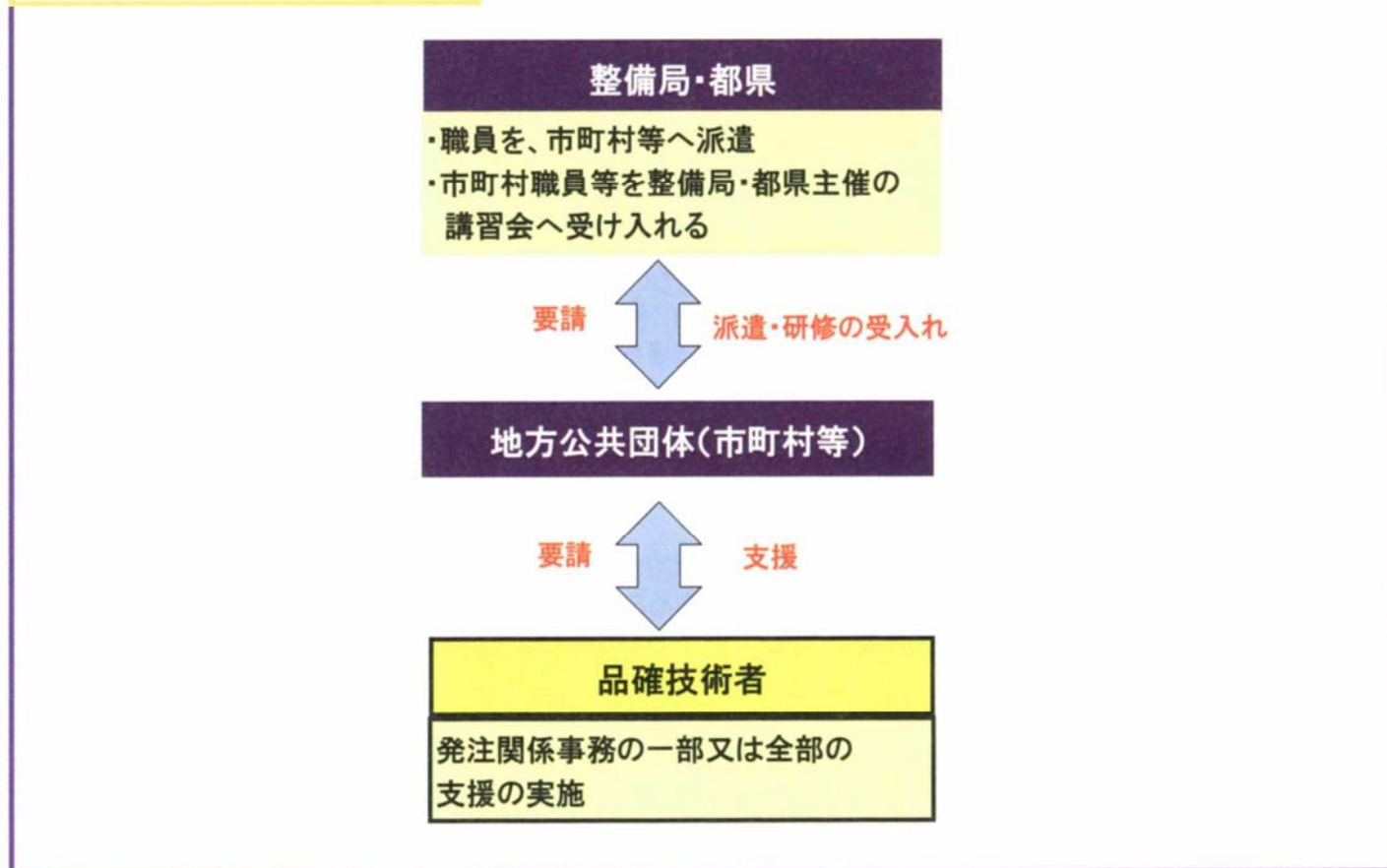
# 関東地方整備局における運用

## 総合評価方式対象工事における活用



# ■ 将来的な地方公共団体のバックアップ施策案

## 地方公共団体への支援イメージ



## ■ 将来的な地方公共団体のバックアップ施策状況

### ■ 整備局が現在実施中の自治体支援策

- 簡素な評価制度「地方自治体における成績評定要領(案)」の実施  
現在市町村を募り低難易度の工事での成績評定基準作成・適用を89自治体で  
試行。

- 関東セミナー「品確法説明会」の開催
- 講師の派遣(出前講座の活用)
- パンフレット、関東総合評価適用ガイドラインの参考送付

標準化

### ■ 整備局で検討中の今後の自治体支援策

- 近隣事務所における工事検査随行・立ち会いの実施。
- 成績基準の自治体への普及。

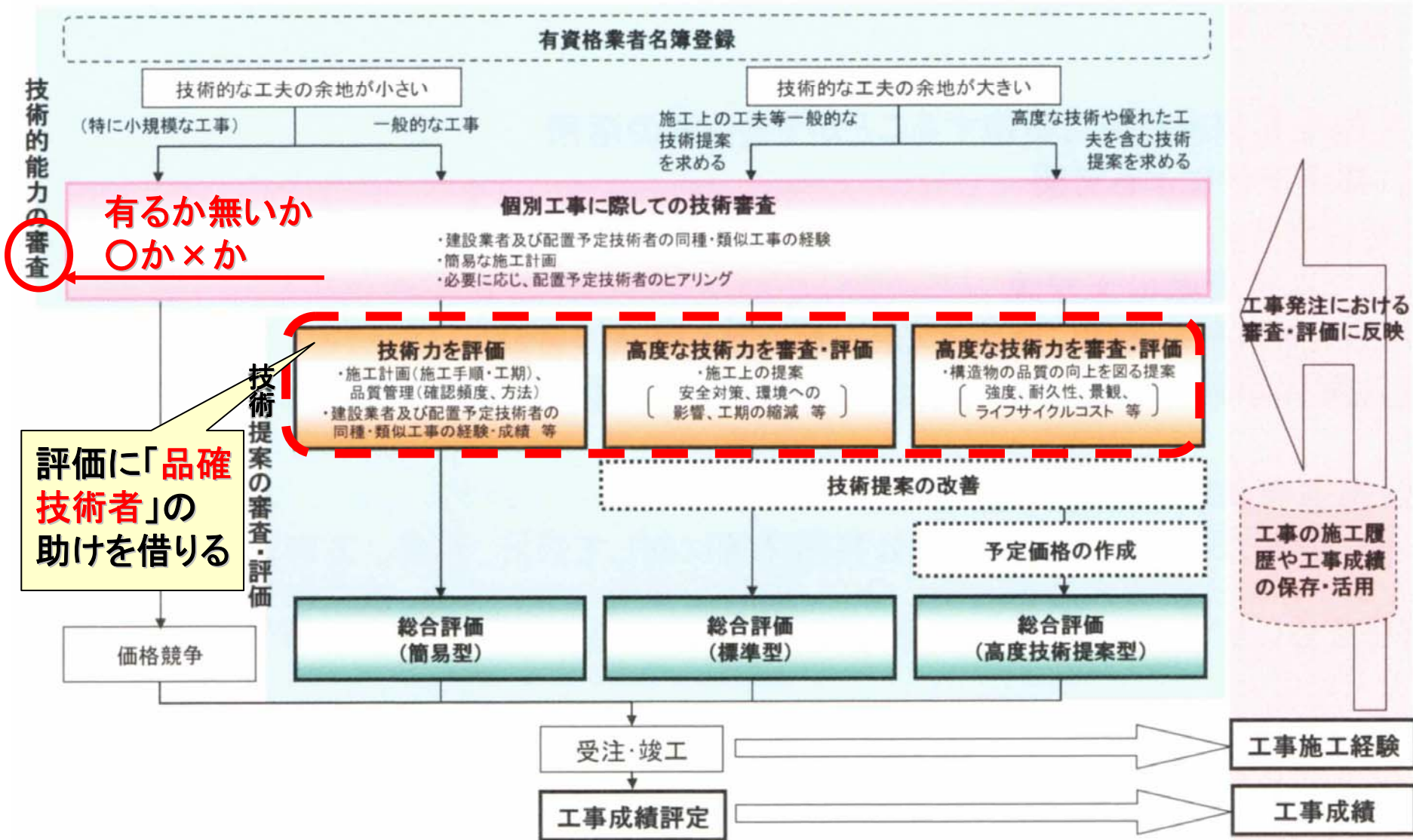
# 品確法と総合評価方式の拡大

— 関東地整総合評価ガイドライン他 —

企画部 技術調査課

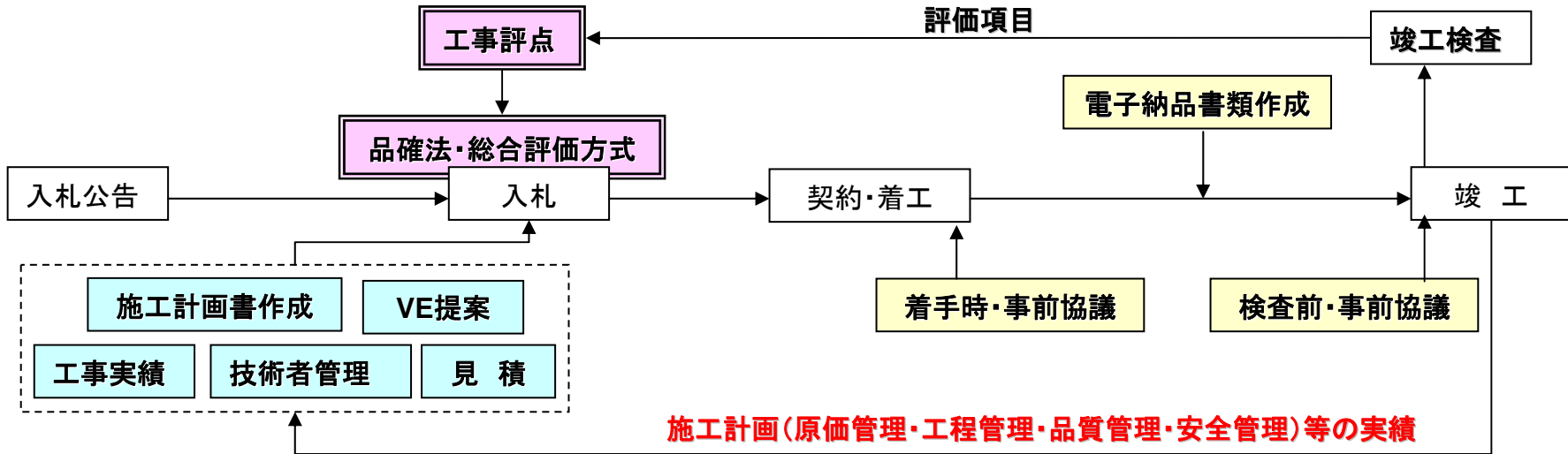
平成18年4月24日

# 公共工事における技術力の評価・活用



※個別工事に際しての技術審査：建設業者の施工能力の確認を行う。  
 ※技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。  
 ※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。  
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。  
 ※総合評価：技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

# 品確法・総合評価方式と関連事項



上の図より施工者としてきっちりした**経営者・技術者教育**が求められる。

- 電子納品研修(業務効率、管理コスト、工事評価)
- 施工計画・VE研修(施工計画書、工事実績管理、代案)
- 品確法研修(経審、技術評価点)
- 企業コンプライアンス研修(建設関連法令、労務安全、環境、ITセキュリティ)



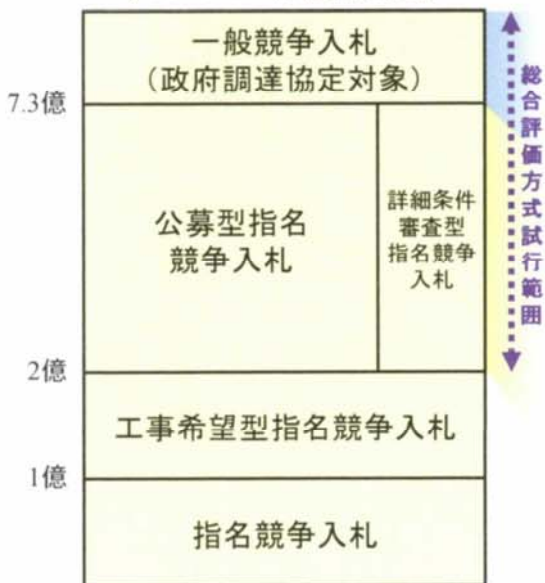
# ●入札契約制度の改革と総合評価方式

## ■ 一般競争入札方式の拡大

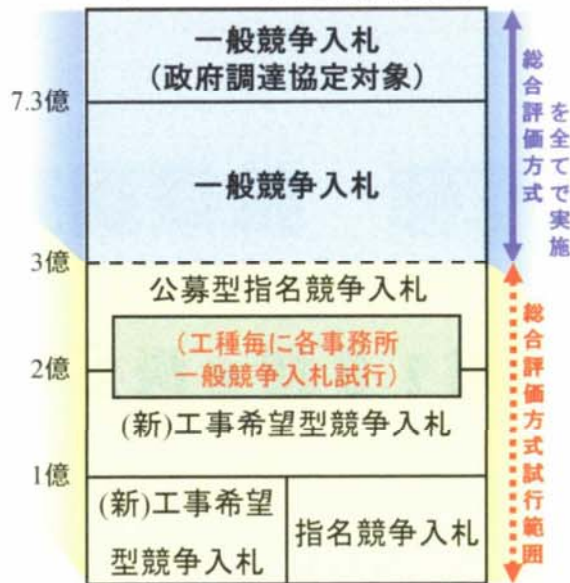
- ・ H17年9月以降 7.3億円以上の工事から3億円以上の全ての工事に**拡大**  
(関東)3億円以下の工事も積極的な一般競争入札**拡大**
  - ・ H18年度以降 7.2億円以上の工事から2億円以上の全ての工事にさらに**拡大**  
(関東)2億円以下の工事も積極的な一般競争入札**拡大**、原則指名競争入札**廃止**
- これにより、一般競争入札の対象企業がこれまでほぼAランク企業に限られていた状況から、B・Cランクの企業にまで**拡大**

(関東)鋼橋・PC橋は工事規模によらず原則一般競争入札に**拡大**

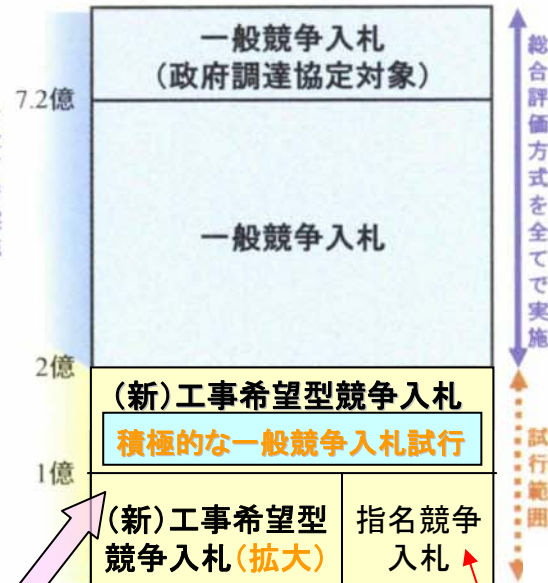
(H17年度秋迄)



(H17年度秋以降)



(H18年度以降)



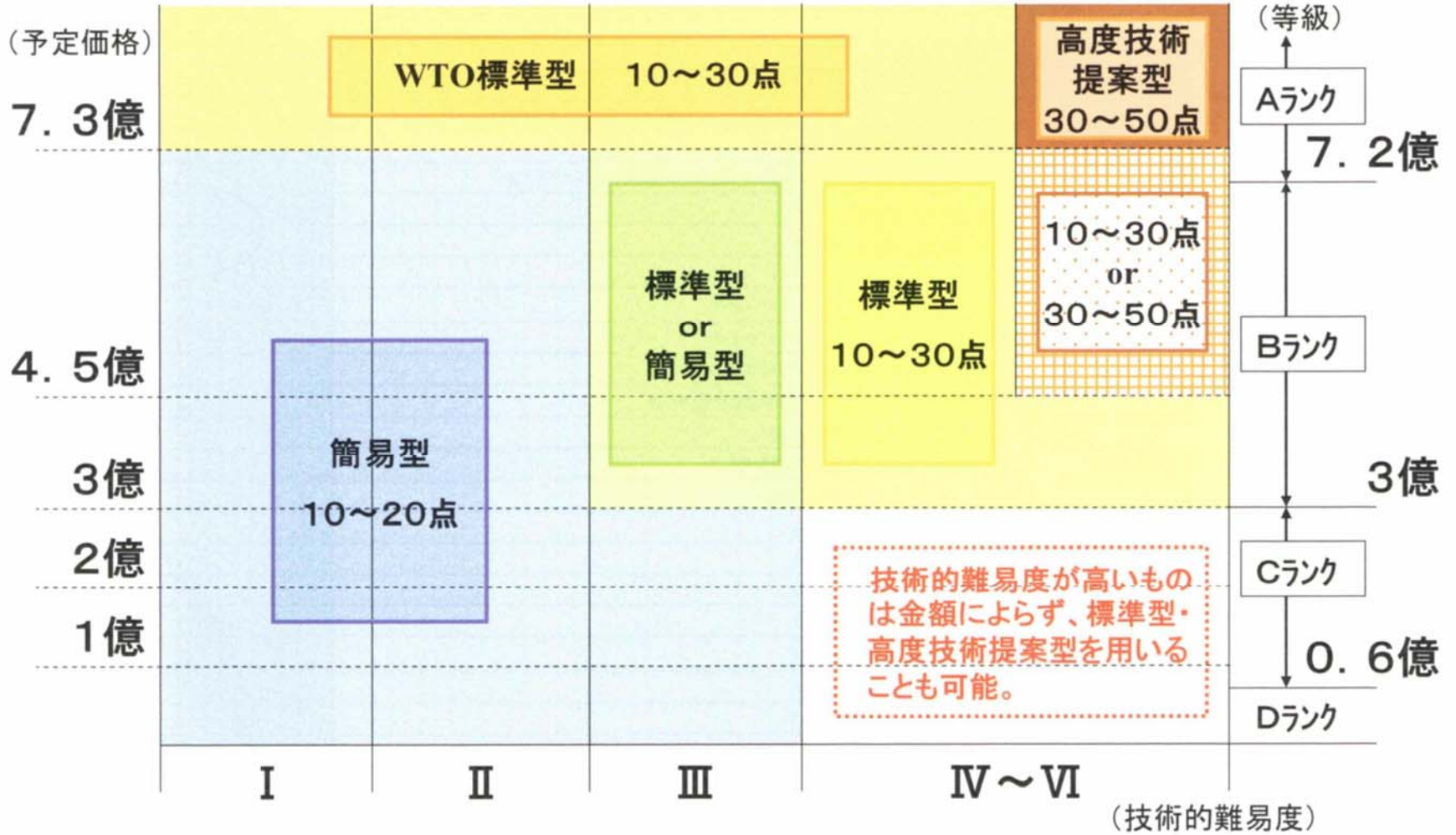
指名競争入札は特例  
以外は無くす

- 一般競争入札＝総合評価方式
- 工事希望型は総合評価方式とすることができる

(特例)  
災害や小規模な補修  
などから無くせない

# H17総合評価方式の加算点設定の考え方

(一般土木・建築の場合)



# H17標準型・簡易型の点数配分の考え方

(一般土木の場合)

公共工事における総合評価方式活用  
ガイドライン 「国土交通省 国土  
技術政策総合研究所」による

企業への期待	評価項目	標準型	簡易型 (一般競争)	簡易型
①企業の技術力	施工計画(簡易型)		20	10
	企業の施工実績	16	15	15
	配置予定技術者の能力	3	3	4
	ヒアリング		-	-
②企業の信頼性・社会性	地域精通度	5	5	5
	地域貢献度			
③企業の高度な技術力	技術提案の施工計画	30		
	施工計画			
技術提案の得点		54	43	34

一般的な  
施工業者の場合、  
計10点程度

注: 上記の点数配分は標準的な例であり、追加項目を設定することができる

## ○ 施工計画と、施工計画以外の評価項目の点数配分

施工計画 : 施工計画以外 = 3 : 1 [標準型]  
 = 2 : 1 [簡易型(一般競争)]  
 = 1 : 1 [簡易型]

## 技術提案の内容が履行されなかった場合(ペナルティー)

### ○「簡易型・標準型」における**施工計画**の場合

履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を\*\*点減ずる

### ○「標準型・高度技術提案型」における**定性評価**の場合

入札時の提案内容を満足できない場合は工事成績評点を\*\*点減ずる。

(例)

「環境の維持」「地域住民とのコミュニケーション」の評価項目について、未実施であると判断された場合、未実施の項目ごとに「工事成績評定点」を\*\*点減ズル。

### ○「標準型・高度技術提案型」における**定量評価**の場合

入札時の評価内容を満足できない場合は、ペナルティーとして実際に確認できた数量に基づき点数の再計算を行い、落札時の評価値との点差に対応した金額の支払いを求める。  
なお、併せて、「工事成績評定点」を減ずる。

「技術提案」を自社の力量をわきまえずに行い、それが履行できない場合には**ペナルティー**として跳ね返る。

会社の「**技術力アップ**」がまず、課題になる。

# 簡易型の適用想定例

## 技術点評価整理表(施工計画)

	業者名	施工上の課題に対する技術的所見（路面の平坦性を確保するための具体的な施工計画）		
		提案内容	評価結果	評点
1	A社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設マンホール上部を一時撤去し、表層まで舗装した後にマンホール上部を再設置し平坦性を確保する。</li> <li>・日々の施工ジョイントを3m定規で確認する。</li> <li>・自動制御装置付きアスファルトフィニッシャを用い、平坦性を確保する。</li> </ul>	<b>【優】</b> 課題に対し、現地条件を踏まえた確であり、重要な項目が記載されている。	10点 (10点)
2	B社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高精度のアスファルトフィニッシャを用い、敷き均し平坦性を確保する。</li> <li>・既設マンホールは表層施工後に特殊カッターを用いて開削し、かさ上げ調整を行う。</li> <li>・路盤工では、プルフローリングにより支持力を確認し、不良箇所は置き換え等を行う。</li> </ul>	<b>【良】</b> 課題に対し、現地条件を踏まえた確であり、工夫が見られる。	5点 (10点)
3	C社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト合材が温度低下しないよう、運搬時の保温を徹底する。</li> <li>・ローラはできるだけ既施工部に停車させる。</li> </ul>	<b>【可】</b> 課題に対し、現地条件を踏まえておりの確である。	0点 (10点)

### 評価のポイント

- ① 主旨の理解度
- ② 提案の独創性
- ③ 技術の確実性
- ④ 社会的ニーズへの配慮
- ⑤ 提案の妥当性
- ⑥ 目的物の品質向上

評価時、業者名は伏せる。

上記の表を事務局が作り「品確技術者」がこれにより評価する。

**【注】**  
 評価が誘導されないか？

**評価対象**

**評価結果**

業者名		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
①企業の技術力	施工計画(簡易型)	15	10	5	10	5	10	10	0
	企業の施工能力	12	12	11	10	6	9	12	8
	配置予定技術者の能力	3	2	3	3	3	3	3	1
	地理的条件等	3	2	3	3	2	2	3	0
②企業の信頼性・社会性	地域精通度	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域貢献度	-	-	-	-	-	-	-	-
評価点		33	26	22	26	16	24	28	9
加算点(評価点/最高評価点(33)×20点)		20.000	15.758	13.333	15.758	9.697	14.545	16.970	5.455

**自動的に評価(審査?)**

- 最高の評価点(33点)の業者に満点の加算点20点を与える。  
それ以外の提案に対しては評価ポイントの合計に応じた点数を按分して加算点とする。
- 加算点は小数第3位まで表示する。(例)B社  $26/33 \times 20点 = 15.758...$  よって、B社の加算点の表示は15.758となる。

自動的に審査されるところが、企業の「基礎点」で有り、  
経営者が評価される項目になる。

## ■総合評価制度の取り組み状況【関東地整管内】

	取組み（件数）	タイプ	H18年度以降の 取組み予定	第三者機関・ 意見聴取への対応	市町村の動きと対応
茨城県	試行中（2）	簡易型 （除算）	10件程度試行、H19年度以降本格実施	3人構成の総合評価委員会を常設	県公契連で情報交換
栃木県	試行中（13）	簡易型 （指針有り）	さらに件数を増やす	既存の公共工事成績評定審査委員会に依頼	H17年11月支援協議会設立
群馬県	試行予定（2）	簡易型 （検討中）	—	聴取するが正式か試行暫定か未定	説明会開催。県公契連で活動
埼玉県	試行中（15）	従来型	簡易型対応指針をH17年度末作成	人選中。常設は未定	H18年度に具体的支援策を検討
千葉県	—18年度に向けて検討中	—	標準型、簡易型で施行予定	現在の技術審査委員会の活用を検討中	技術センターをフル活用
東京都	実施（11）	従来型 （要綱あり）	簡易型は試行中 （財務10件、建設40件、港湾2件）	各局業種毎に実施	様々な会議で情報提供
神奈川県	試行中（2）	簡易型	未定。当面は国の指針を使う	検討中	説明会や講習会を開催
山梨県	実施（数件）	従来型	H17年2月に簡易型試行	個別に聴取。技術センター活用は考えない	試行検証、県公契連で説明
長野県	試行中（98）	技術提案 +簡易型	総合評価審査会を設立し、件数増加	県総合評価事業審査会を新設	技術センター活用を検討

標準型

### 47都道府県における実施状況

実施中	4	（ 8.5% ）
試行中	18	（ 38.3% ）
施行予定	1	（ 2.1% ）
実施実績無し	24	（ 51.1% ）

※関東地整管内のデータ含む

進んでいる。  
技術点より基礎点を求めている。

## 都県の総合評価方式取り組み状況(事例)

	東京都	長野県	栃木県
落札者の決定方法	・加算点方式 評価値＝価格点＋施工能力評価点	・加算点方式 総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点	・加算点方式 総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点
適用工事・発注方式	<b>簡易型総合評価方式</b> (施工能力審査型総合評価方式) 工事成績不良が集中している中小規模工事及びくじ引き落札案件が多発している設備工事を対象。	<b>1. 工事成績等簡易型</b> (技術提案を求めない) 地域の実情、あるいは地形・地質の特徴を熟知し、施工管理能力に優れた建設業者を選定する。 <b>2. 技術等提案型</b> (技術提案を求める) 受注者独自の技術力が発揮され、よりすぐれた品質の工事の実施が期待される工事、委託	入札者の施工能力、地域性及び施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。 <b>1. 総合評価公募型指名競争入札</b> <b>2. 総合評価通常型指名競争入札</b>
評価項目	<b>a. 入札価格(価格点)</b> 入札価格が予定価に対して1%安くなるごとに1点とする <b>b. 施工能力(施工能力評価点)</b> ・過去の工事成績評定 ・配置予定技術者の保有資格 ・配置予定技術者の過去の工事経験	<b>1. 工事成績等簡易型</b> <b>a. 入札価格(価格点)</b> <b>b. 価格点以外の評価点</b> ・工事成績 ・地域要件 ・社会貢献 ・手持工事 ・技術者要件 ・経営意欲 <b>2. 技術等提案型</b> <b>a. 入札価格(価格点)</b> <b>b. 価格点以外の評価点</b> ・工期短縮に関する提案 ・施工体制、施工方法に関する提案 ・公衆安全対策 ・周辺環境対策に関する提案 ・コスト縮減に関する提案 ・その他案件固有の技術提案	<b>a. 入札価格(価格点)</b> <b>b. 価格点以外の評価点</b> <b>【Aタイプ】(県内業者対象)</b> ・工事成績評定 ・企業の施工実績 ・配置予定技術者の施工経験 ・技術者数 ・優良工事の受賞 ・ISOの認証取得 ・建設業労働災害防止協会への加入 ・災害時等への地域貢献 ・地域内拠点の有無 ・地域活動の実績 ・施工計画 <b>【Bタイプ】(大手・専門業者対象)</b> ・工事成績評定 ・企業施工実績 ・配置予定技術者の施工経験 ・施工計画



# 事例(1) 山梨県 総合評価(簡易型)評価結果の公表

様式4-1

## 総合評価落札方式に関する評価調書

契約番号	発注所属	工事名	工事箇所	予定価格	入札方式	工 事 概 要
05-3090	新環状・西関東道路建設事務所	下河東高架3号橋下部工建設工事	山梨県中央市下河東地内 (下河東高架3号橋)	188,530,650(税込み)	一般競争入札	高架橋下部工(ラーメン式橋脚)8基H=9.3~11.4m 場所打杭(φ1.2m L=6.5~7m)16本 山王川4の橋下部工(逆T式橋台)2基H=4.5~6.5m

### 【評価基準】 【平成18年 2月 2日】

評価項目	施工計画				配置予定技術者の能力				企業の施工実績						その他		合計	加算点=10点	
	工程管理	品質管理	施工上の課題	施工上の配慮	技術者の資格	同種・類似工事実績	優良技術者表彰	従事工事の工事成績	同種・類似工事実績	施工工事の工事成績	優良工事表彰	事故及び不誠実な行為	ISO等取得状況	受注工事比率	近隣工事会社実績	近隣工事技術者実績			地域貢献
配点	10	—	10	—	1	2	1	2	2	4	2	減点	1	—	1	1	—	37	

### 【価格以外の評価結果】 【平成18年 3月15日】

入札者	施工計画				配置予定技術者の能力				企業の施工実績						その他		合計	加算点	
	工程管理	品質管理	施工上の課題	施工上の配慮	技術者の資格	同種・類似工事実績	優良技術者表彰	従事工事の工事成績	同種・類似工事実績	施工工事の工事成績	優良工事表彰	事故及び不誠実な行為	ISO等取得状況	受注工事比率	近隣工事会社実績	近隣工事技術者実績			地域貢献
国際建設(株)	5	—	10	—	1	1	0	2	1	2	1	0	1	—	1	0	—	25	9.259
天野工業(株)	0	—	0	—	1	2	0	0	1	2	0	0	1	—	0	0	—	7	2.592
(株)望月組土木	5	—	10	—	1	2	0	0	2	2	0	-1	1	—	1	1	—	24	8.888
昭和建設(株)	5	—	10	—	1	1	0	2	1	4	2	0	1	—	0	0	—	27	10
(株)新光土木	0	—	5	—	1	2	0	2	2	4	1	0	1	—	1	1	—	20	7.407
早川工業(株)	5	—	0	—	1	2	0	2	2	2	0	0	1	—	1	1	—	17	6.296

### 【総合評価結果】 【平成 年 月 日】

入札者	入札金額(税抜き)(A)	加算点	100+「加算点」(B)	総合評価値(B/A)	落札者	学 識 経 験 者 の 意 見 聴 取		
						学 識 経 験 者 氏 名	意 見	年 月 日
								平成 年 月 日
								平成 年 月 日

※加算点は少数第3位まで表示 ※総合評価値=(B/A)×100,000,000

$$B=100+(\text{得点}/\text{最高得点})\times 10$$

# 山梨県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領

## ①企業の技術力について

評価項目	評価基準	評価点数
施工計画※1		
1 工程管理に係わる 技術的所見  「〇〇に係る技術的所見」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている	10 (7)
	工程管理が適切であり、工夫が見られる	5 (4)
	工程管理が適切である	0 (0)
	未記入である、または不適切である	欠格
2 材料の品質管理に 係わる技術的所見  「〇〇の品質管理について」	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が記載されている	10 (7)
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	5 (4)
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である	0 (0)
	未記入である、または不適切である	欠格
3 施工上の課題に 対する技術的所見  「〇〇の対策について」	課題に対して、現地条件を踏まえておりの確であり、重要な項目が記載されている	10 (7)
	課題に対して、現地条件を踏まえておりの確であり、工夫が見られる	5 (4)
	課題に対して、現地条件を踏まえておりの確である	0 (0)
	未記入である、または不適切である	欠格
4 施工上配慮 すべき事項  「〇〇に配慮すべき〇〇」	配慮事項が現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が記載されている	10 (7)
	配慮事項が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	5 (4)
	配慮事項が現地条件を踏まえており適切である	0 (0)
	未記入である、または不適切である	欠格

配置予定技術者 ヒアリング (※2)		
5 技術者の専門技術力 (※2)	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが期待できる	10
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	
	その他	
6 当該工事の理解度・ 取り組み姿勢 (※2)	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	
	当該工種について適切に理解している	
	その他	
7 技術者のコミュニケーション力 (※2)	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	
	その他	

配置予定技術者の能力※1		
8 資格	1級土木施工管理技士または技術士	1
	上記以外の土木施工に係わる資格	0
9 過去〔※10年間〕 の同種・類似工事の 施工経験	同種工事の実績あり	2
	類似工事の実績あり	1
	実績なし	欠格
10 優良工事技術者表彰 過去3年間の表彰	表彰あり	1
	表彰無し	0
11 工事成績 (注1) 工事成績評定点の平均点 (山梨県発注工事)	75点以上	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満 (成績実績なし)	0

企業の施工実績※1		
12 同種・類似工事の 施工実績  過去10年間の施工実績	県又は国・公団等の同種工事の実績	2
	県等の類似工事・市町村・公営企業等の同種工事の実績	1
	その他	0
	実績なし	欠格
13 工事成績（注1） 〇〇工種での工事成績 評定点の平均点 （山梨県発注工事）	80点以上	4
	75点以上80点未満	2
	70点以上75点未満	1
	70点未満（成績実績なし）	0
	※過去2年間連続平均点が60点未満 または、前年度以降において55点未満の工事成績がある者	-2
14 過去2年間の 優良工事表彰の有無	特別表彰あり	2
	表彰あり（特別表彰との重複はしない）	1
	表彰の実績なし	0
15 事故及び不誠実 な行為（注2）	指名停止（1ヶ月以上）	-2
	指名停止（1ヶ月未満）	-1
	なし	0
16 品質管理・環境マネー ジメントシステムの取り 組み状況	ISO9001又は14001の認証を取得済み	1
	認証を未取得	0
17 山梨県における受注 工事の手持ち工事量比率 （当該工種工事量比率） ※工事量比率＝当該年度 受注額÷過去3年間の 平均受注額（注3）	手持ち工事量比率0.5未満	2
	手持ち工事量比率0.5以上1未満	1
	手持ち工事量比率1以上	0

②企業の信頼性社会性

評価項目	評価基準	評価点数
地域精通度 ※1		
1 地理的条件（会社） （近隣地域で過去10年間の施工実績）	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
2 地理的条件（技術者） （近隣地域で過去10年間の施工実績）	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
地域貢献度 ※1		
3 地域貢献の実績 （ボランティア活動等） 過去3年間の実績	実績あり	1
	実績なし	0

## 事例(2)

# 埼玉県総合評価方式活用ガイドライン

平成 18 年 3 月

埼玉県

県土整備部の下記HPで公開されています。

[http://www.pref.saitama.lg.jp/A08/BC00/gikan/reiki/reiki\\_top.htm](http://www.pref.saitama.lg.jp/A08/BC00/gikan/reiki/reiki_top.htm)

### (参考)

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 他の規定により、地方公共団体において「総合評価方式」を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、又落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ 2 人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

### (3)簡易型における必須評価項目

#### ア、品質確保の適切性

評価項目	評価基準
(7) 施工の適切性	工事工程や実施手順が合理的であり、品質確保の工夫が見られる。
	特に工夫が見られない。
(1) 工事材料や施工の品質管理の適切性	材料の品質不良防止や施工管理をより高めるための工夫が見られる。
	特に工夫が見られない。

※ 複数社の提案に優劣が見られる場合、中間点を設けることができる。

#### イ、企業の技術能力

評価項目	評価基準
(7) 施工実績	過去10年間に公共工事で同種及び類似の施工実績がある。
	過去10年間に公共工事で同種及び類似の施工実績がない。
(1) 同種及び類似の工事成績評定	本県発注工事の過去2年間の平均点が80点以上
	75点以上、80点未満
	75点未満
(9) VEの提案	過去2年間に契約後VE提案の採用実績がある。 または、当該工事で適正な契約後VEを行う。
	過去2年間に契約後VE提案の実績がなく、当該工事で適正な契約後VEの予定もない。

## ウ、担当者の技術能力

評価項目	評価基準
(ア) 主任（監理）技術者の保有する資格	1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかを保有している。
	上記の資格を保有していない。
(イ) 主任（監理）技術者の施工経験	過去10年間に公共工事で同種及び類似の施工経験がある。
	過去10年間に公共工事で同種及び類似の施工経験がない。
(ウ) 主任（監理）技術者の成績評定	過去2年間の工事成績の平均点が80点以上
	75点以上、80点未満
	75点未満

- ※ 1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。
- ※ 「主任（監理）技術者の施工経験」には、現場代理人として従事した施工経験を含める。
- ※ 「主任（監理）技術者の成績評定」には、現場代理人として従事した工事の成績評定を含める。
- ※ 成績評定は、土木工事では過去の土木工事、建築工事等（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事）では過去の建築工事等の評定とする。



## (4) 技術提案型における必須評価項目

### ア、技術提案

評価項目	評価基準
<p>(工事目的物の性能、機能の向上に関する例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 舗装構造提案による走行騒音の低減量</li><li>・ 建物構造提案による構造強度の増加量</li><li>・ ポンプ構造提案による排水能力量の増加量等</li></ul>	
<p>(社会的要請への対応に関する例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩行者用通路として確保できる幅員等（施工に伴う安全対策）</li></ul>	提案数値による定量評価

- ・ 工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等（交通への影響）
- ・ 工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量
- ・ 工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等（環境への影響）
- ・ 供用開始を早めるための工期の短縮日数等（工期の短縮）
- ・ 間伐材、伐採除根材等のリサイクルの率の向上等（その他）

※ 技術提案については、評価項目を1つ以上設定し、適宜組み合わせる。

※ 技術提案の評価項目内容は、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じ適宜設定する。

## イ. 技術提案を実現するための施工計画

評価項目	評価基準
施工計画の適切性 [ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け 等 ]	現地の条件に合った適切な施工計画であり、優位な工夫が見られ、提案された品質等の確保が確実である。
	現地の条件に合った適切な施工計画であり、工夫が見られ、提案された品質等の確保が見込まれる。
	工夫が見られない。

※ 現地の条件: 地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮等

## ウ. 企業の技術能力

評価項目	評価基準
(ア) 施工実績	過去10年間に公共工事で同種及び類似の施工実績がある。
	過去10年間に公共工事で同種及び類似の施工実績がない。
(イ) 同種及び類似の工事成績評定	本県発注工事の過去2年間の平均点が80点以上
	75点以上、80点未満
	75点未満
(ウ) V E の提案	過去2年間に契約後 V E 提案の採用実績がある。または、当該工事で適正な契約後 V E を行う。
	過去2年間に契約後 V E 提案の実績がなく、当該工事で適正な契約後 V E の予定もない。

## エ、担当者の技術能力

評価項目	評価基準
(ア) 主任（監理）技術者の保有する資格	1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかを保有している。
	上記の資格を保有していない。
(イ) 主任（監理）技術者の施工経験	過去10年間に公共工事で同種及び類似の施工経験がある。
	過去10年間に公共工事で同種及び類似の施工経験がない。
(ウ) 主任（監理）技術者の成績評定	過去2年間の工事成績の平均点が80点以上
	75点以上、80点未満
	75点未満

※ 1級国家資格者（建設業法による1級技術検定に合格した者）及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。

※ 「主任（監理）技術者の施工経験」には、現場代理人として従事した施工経験を含める。

※ 成績評定は、土木工事では過去の土木工事、建築工事等（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事）では過去の建築工事等の評定とする。

※ 「主任（監理）技術者の成績評定」には、現場代理人として従事した工事の成績評定を含める。

## (5) 選択評価項目の例(簡易型・技術提案型共通)

### ア、品質確保の適切性

評価項目	評価基準
(7) 工期の適切性	各工程の工期設定が適切であり、工程表全体に工夫が見られる。
	工夫が見られない。
(1) 発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	現地の条件(地形、地質、環境、地域特性、近隣への配慮(振動や騒音等)等)に整合した対応であり、工夫が見られる。
	工夫が見られない。

### イ、企業の技術能力

評価項目	評価基準
新製品・新技術紹介制度等の登録	国土交通省の新技术情報システム(NETIS)に登録。
	埼玉県の新製品・新技術紹介制度に登録。
	なし。

## ウ、担当者の技術能力

評価項目	評価基準
(ア) 優秀工事技術者表彰	過去2年間に埼玉県の一部局の優秀現場代理人等表彰を受けた。
	上記の表彰なし。
(イ) 主任（監理）技術者の施工経験	過去10年間に近隣での公共工事の施工経験がある。
	過去10年間に近隣での公共工事の施工経験がない。
(ウ) 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる。
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。
	その他
(エ) 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。
	当該工事について適切に理解している。
	その他
(オ) 技術者の対応能力	近隣住民や第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。
	その他

※ (ウ)、(エ)、(オ)については、ヒアリングにより判断する。

## エ、企業が地域で安全・安心な工事を実施する能力や社会的貢献度

評価項目	評価基準
(ア) 地理的条件	本店の所在地が県内である。
	本店の所在地が県内でない。
(イ) 近隣での施工実績	過去5年間に近隣での公共工事の施工実績がある。
	過去5年間に近隣での公共工事の施工実績がない。
(ウ) 地域の安全・安心への貢献の実績	過去5年間に災害協力活動等を行った。
	行っていない。
(エ) ボランティア活動の実績	過去5年間にボランティア活動を行った。
	行っていない。
(オ) 労働福祉の状況	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率に1%を加えた率で障害者を雇用している。
	法定雇用義務はないが2人以上の障害者を雇用している。
	達成していない。
(カ) 安全・安心の状況	過去10年間に公共工事で作業者及び第三者の死亡事故を起こしたことがない。
	ある。
(キ) 地域状況の把握	過去に近隣で自社が施工した公共工事について完成後定期的なパトロールやアフターケア体制の整備を行っている。
	行っていない。
(ク) 公共施設の管理協力等	道路や河川等埼玉県が管理する公共施設について損傷箇所の情報提供や改善提案などを行っている。
	行っていない。

## オ、企業倫理や信頼性等

評価項目	評価基準
企業の信頼性（複数該当するときはその配点を累加する）	公告日（指名通知日）以前1年間に県発注工事の指名停止措置や埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱により指名から除外措置を受けた。
	過去2年間の県発注工事で不正軽油を使用し工事成績評定の法令遵守項目で減点対象となった。
	過去2年間の県発注工事で埼玉県環境保全条例によるディーゼル車の不適合車を使用し勧告以上の措置を受けた。
	過去2年間の県発注工事で過積載を行い改善指導されたことがある。
	過去2年間の県発注工事の総合評価方式で技術資料及び技術提案の内容及び履行できなかった。
	過去2年間に指名の強要と感ずる行為があった。

## カ、その他

評価項目	評価基準
(7) 県内下請け	下請けを県内企業から選定する。
	選定しない。
(4) 県産品	工事材料を県産品から選定する。
	選定しない。

※ 下請負人を使用しない場合は、「下請けを県内企業から選定する」と見做す。

※ 県内企業とは、埼玉県内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業とする。

※ 配点や年数等については、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。



## 5、総合評価による落札者の決定

### (1) 配点等

配点については、工事の内容や地域特性等に応じて適宜設定する。このとき、その評価項目が持つ価値に十分留意し、得られる価値が必要以上に高価にならないよう設定する。

### (2) 評価値の算出と落札者の考え方

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、次に示す除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{100 + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

### (3) 技術評価点等の考え方

技術評価点は、基礎点(100)に加算点を加えたものとする。

加算点は、評価の結果得られた得点の合計値とする。ただし、配点にあたって、満点が上限値を超えるときは、満点が上限値となるように補正を行う。

加算点の上限値は簡易型 20 点、技術提案型 30 点とする。なお、加算点がマイナスとなった者は技術評価点を 0 点とする。

(例)

簡易型で必須評価項目 20 点、選択評価項目 8 点、合計 28 点を評価点の満点とした場合で、評価の結果 A 社の得点の合計点が 22 点であったとき、次のように補正する。

$$\begin{aligned} \text{加算点} &= \text{得点の合計点} \times \frac{\text{上限値}}{\text{評価点の満点}} \\ &= 22 \text{点} \times \frac{20 \text{点}}{28 \text{点}} = 15.7 \text{点} \end{aligned}$$

(小数点以下は 2 位までとし 3 位を四捨五入する。)

## **事例(3) 栃木県土木部建設工事総合評価方式試行要領**

【Aタイプ】(県内業者対象)

### **ア、工事成績評定**

過去2年間の工事成績評定点(特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値[小数点以下第2位四捨五入]により評価する。

・対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。

### **イ、企業の施工実績**

同種・類似工事を元請けとして施工した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)により評価する。

### **ウ、配置予定技術者の施工経験**

同種・類似工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人(個別工事ごとに定める国家資格等を有する者に限る。)として施工した経験により評価する。

### **エ、技術者数**

入札日現在における、個別工事ごとに定める国家資格等を有する者の雇用人数により評価する。

### **オ、優良工事の受賞**

入札日の属する年度の前々年度及び前年度の栃木県優良建設工事表彰の受賞(特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。)の有無により評価する。

- ・知事表彰有り 1.0 点
- ・所長等表彰有り 0.5 点

### **カ、ISO の認証取得**

入札日現在有効な、ISO9001 又はISO14001  
の認証取得の有無により評価する。

- ・ISO9001 及びISO14001の両方を取得 1.0 点
- ・ISO9001 又はISO14001のいずれかを取得 0.5 点

### **キ、建設業労働災害防止協会への加入**

入札日現在における、建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。

### **ク、災害時等への地域貢献**

入札日現在において、県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務実施に関する覚書の締結の有無で評価する。

### **ケ、地域内拠点の有無**

工事箇所と本店(建設業法に基づく主たる営業所に限る。)の所在地に基づき評価する。

- ・同一土木事務所管内(一つの土木事務所管内に本店を有する者のみを指名する。入札にあつては「同一市町村内」と読み替える。)

### **コ、地域活動の実績 登録**

入札日現在における、愛ロード、愛リバー又は愛パークのボランティア活動への登録の有無で評価する。

### **サ、施工計画の評価**

別表の評価項目により評価する

- ・優 3.0点、良 2.0 点、可 1.0 点

## 5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の施工経験及び施工計画の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。

(2) 技術者数については、3ヶ月以上継続して雇用している職員により評価する。これを証する書類は、健康保険被保険者証(所属建設業者名が記載されているもの)の写しに限るものとする。

(3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

(4) 施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が記述するものとする。

なお、必要に応じ施工計画に関するヒアリングを実施するものとする。

# 群馬県総合評価点算定基準 一1

## 【企業関係評価項目】

表1

評価項目	配点	評価基準	評価点
① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する種別別工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	2.5点	75点以上	2.5点
		70点以上75点未満	1.5点
		65点を超え70点未満	1.0点
		65点以下	0点
② 企業の施工実績 同種・類似工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
③ 技術者数 入札日現在における、国家資格等を有する者の雇用人数により評価する。 国家資格は、「6」の要件による	0.5点	5人以上	0.5点
		1～4人以下	0.3点
		0	0点
④ 企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1.0点	知事表彰有り	1.0点
		局長・所長表彰等有り	0.5点
		無し	0点
⑤ ISOの認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001の認証取得の有無により評価する。	0.5点	ISO9001、ISO14001の両方取得	0.5点
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0.3点
		無し	0点

## 群馬県総合評価点算定基準 一2

⑥ 建設業労働災害防止協会への加入 入札日現在における、建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.5点	加入有り	0.5点
		加入無し	0点
⑦ 災害時等への地域貢献 入札日現在において、県地域機関との間で災害応急対策業務に関する細目協定の締結の有無、過去2年間に災害時等で実際に出動があったかで評価する。	1.5点	締結有り	0.5点
		無し	0点
		過去2年以内に災害時の応急対策等をおこなった場合は、上記に加点する	1.0点
⑧ 地域活動の実績 入札日現在において、過去2年間における県が管理する社会資本（道路、河川等）の除草、清掃等の社会資本の維持管理に関するボランティア、除雪作業のボランティア活動の有無により評価する。	0.5点	有り	0.5点
		無し	0点
小 計	8.0点		

# 群馬県総合評価点算定基準 一3

## 【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑨ 配置予定技術者工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する種類別工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	2.0点	75点以上	2.0点
		70点以上75点未満	1.0点
		65点を超え70点未満	0.5点
		65点以下	0点
⑩ 配置予定技術者の施工経験 同種・類似工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人（国家資格等を有する者に限る。）として施工した経験により評価する。	1.0点	経験有り	1.0点
		経験無し	0点
⑪ 配置予定技術者の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前年度から過去5年間の、主任技術者、監理技術者として群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1.0点	知事表彰有り	1.0点
		局長・所長等表彰有り	0.5点
		無し	0点
⑫ 施工計画の評価 別表の施工計画評価項目により評価する。	3.0点	優	3.0点
		良	2.0点
		可	1.0点
		不可	0点
		評価項目の点数の合計が0点、評価項目に未記入がある	欠格
小計	7.0点		
合計	15.0点		



# 群馬県総合評価点算定基準 一4

## 【施工計画書評価項目】

表3

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 A	評価者 B	評価者 C	小計
現場環境の把握	地形、地質、気象条件、交通状況及び周辺施設等の現場状況についての把握度を評価	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確である	2点				
		内容が的確性に乏しい	1点				
		的確でない	0点				
施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容から安全対策等、留意すべき事項の的確性について評価	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確である	2点				
		内容が的確性に乏しい	1点				
		的確でない	0点				
現場における創意工夫	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確である	2点				
		内容が的確性に乏しい	1点				
		的確でない	0点				
技術力の向上における取組み	業務に関連する資格取得状況	技術士又は1級土木施工管理技士と他資格を複数取得（技術士と1級土木施工管理技士を両方取得している場合も該当）	3点	/			
		1級土木施工管理技士	2点				
		2級土木施工管理技士	1点				
		なし	0点				
工事期間中の地域との関わり方	地域からの要望、苦情処理等、地域との関わり方の的確性について評価	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確である	2点				
		内容が的確性に乏しい	1点				
		的確でない	0点				
			小計				
			合計				

点数	評価
31点～39点	優
22点～30点	良
13点～21点	可
1点～12点	不可
0点 評価項目に未記入がある	欠格

## 品確技術者講習会

### 第3部 監督・検査に関する課題

1. 品確法と検査
2. 入契法と施工体制の確保
3. 品質確保に関する課題
4. 工事現場の監督
5. 表彰制度(優良工事表彰等)
6. 最近の建設業に関する動き

# 1. 品確法と検査

①品確法と検査

# 監督・検査の現状

## ①体系

現在行っている監督・検査には、会計法で定められた工事費用を支払うための監督・検査と、受注者の技術の向上や指導・育成等を図るための技術的検査（以下「技術検査」とする）がある。

### 監督・検査の位置付け

#### 契約上の責任

##### 監督

【会計法 第二十九条の十一】契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合には、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、**契約の適正な履行を確保するため必要な監督**をしなければならない。

##### 検査

【会計法 第二十九条の十一】契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける**給付の完了の確認**（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）**をするため必要な検査**をしなければならない。

#### 技術上の責任

##### 技術検査

【地方建設局工事技術検査要領 第1】この要領は、地方建設局の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって**工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術的水準の向上に資する**ことを目的とする。

##### 工事成績の評定

【請負工事成績評定要領 第1】この要領は、地方整備局の所掌する直轄事業（国土交通省組織令（平成12年政令第225号）第3条18号に規定する「直轄事業」をいう。）に係る請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、**厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資する**ことを目的とする。

# 監督・検査の現状

## ②給付の検査と技術検査について

### 給付の検査

○工事費用を支払うための審査

#### ①工事実施状況の検査

契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録と契約図書とを対比し以下の事項に留意して行う。

・契約書等の履行状況

#### ②出来形の検査

#### ③品質の検査

### 技術検査

○企業・技術者の技術力を評価  
工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的

工事成績評定をつける

・工事施工状況  
・工程管理  
・安全管理  
・施工体制

#### ④出来ばえの検査

●検査項目概念図を上から見ると  
(審査事項)

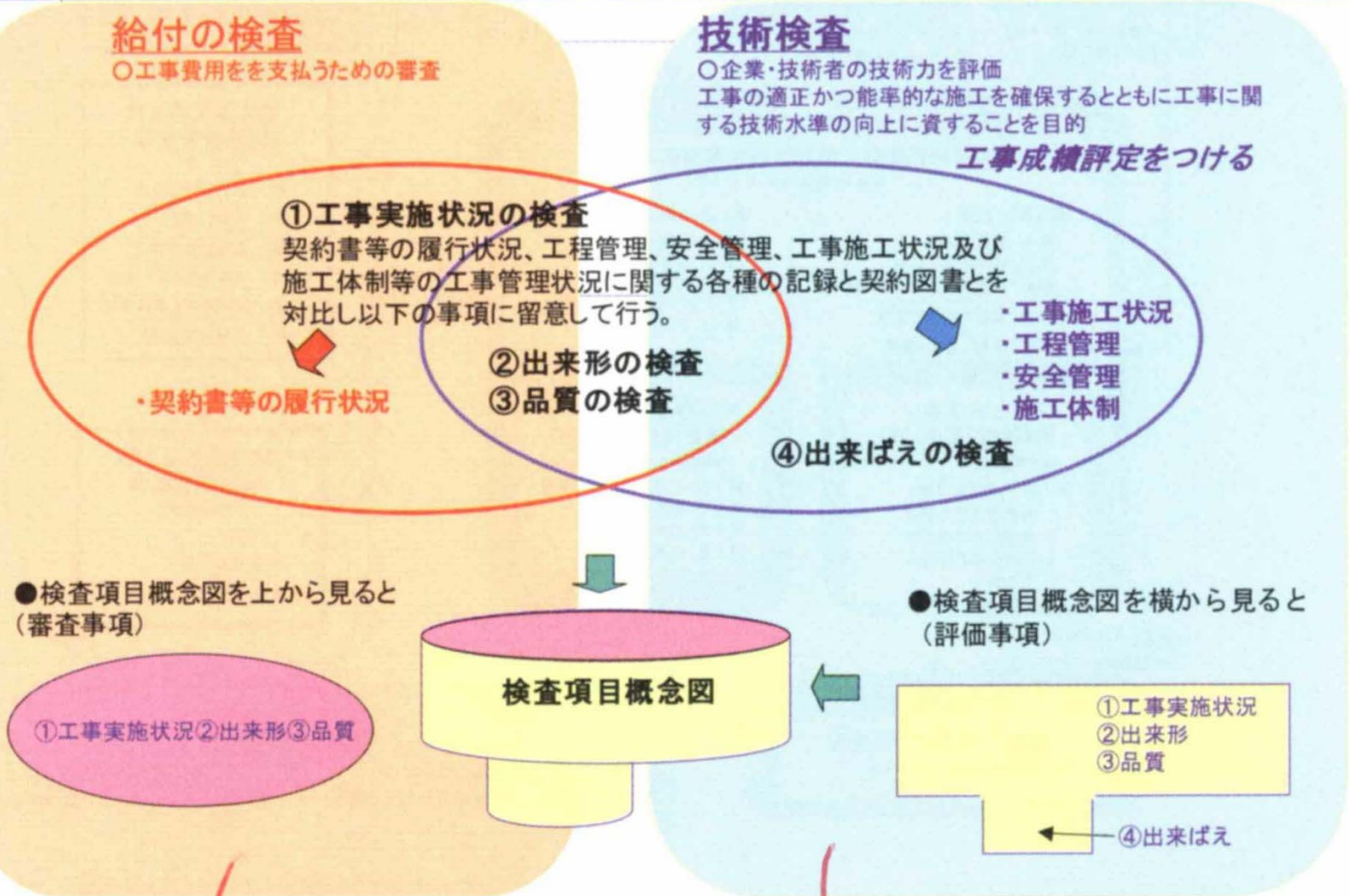
①工事実施状況②出来形③品質

検査項目概念図

●検査項目概念図を横から見ると  
(評価事項)

①工事実施状況  
②出来形  
③品質

④出来ばえ



# 監督・検査の現状

## ③ 監督について

監督は、契約の履行の確保のために、工事施工状況の確認及び把握等を行うものである。  
また、工事成績評定は、会計法で規定された監督業務で実施しているものではない。

### 監督の定義

#### 【地方建設局請負工事監督検査事務処理要領】

第2 部局長（地方建設局長をいう。以下同じ。）は、規程第36条の7第1項の規程により法律第29条の11第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）及び同条第2項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。）をするために必要な検査（以下「検査」という。）の実施についての細目を定めるときは、次章及び第3章によるものとする。

#### 【土木工事監督技術基準（案）】

（用語の定義）第2 (1)監督：契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務

### 会計法

契約の履行の確保  
施工状況の確認等  
円滑な施工の確保  
その他

【土木工事監督技術基準(案)より】

監督業務として実施しているものではない  
(工事成績実施要領)

+ 工事成績評定

# 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定(H17.4施行)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）」の制定により、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を適切に実施することが発注者の責務として法的に義務づけられた。

## 【品確法：（第6条 発注者の責務）】

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに**工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価**その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

【公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）】

### 5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために**必要な要領や技術基準を策定するものとする。**

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると思われる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、**工事の施工状況の確認を充実させ**、施工の節目において適切に実施し、**施工について改善を要すると認められた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知**するとともに、技術検査の結果を工事成績に反映させるものとする。

(H17.8.26閣議決定)

## 中間技術検査を実施している工事の工事成績評定について

- ・中間技術検査を実施した工事は、実施しない工事より工事成績評定が高い。
- ・中間技術検査の実施回数は多い程工事成績評定が高くなる傾向にある。

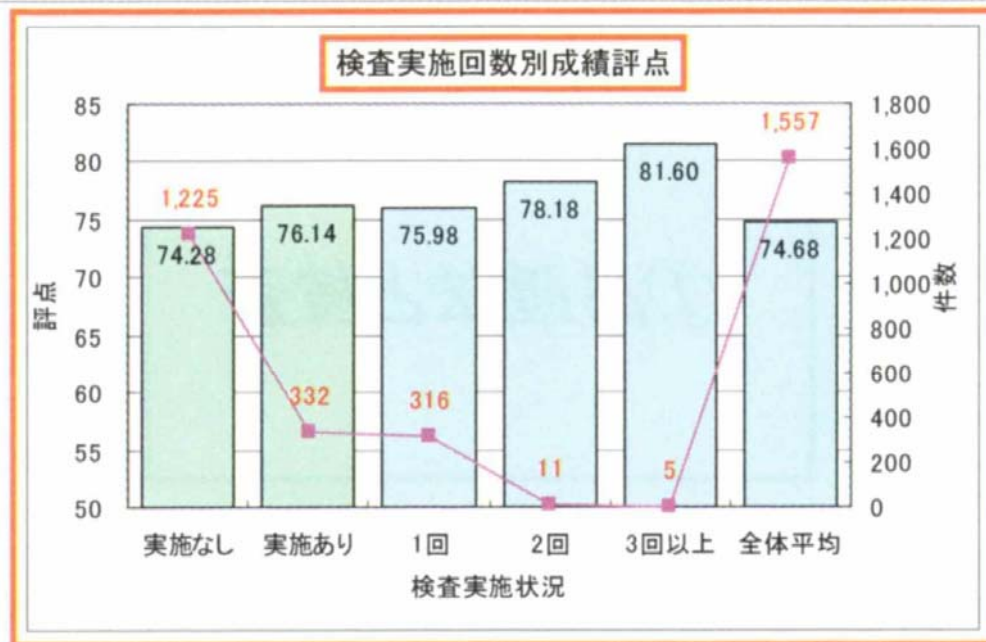


図 中間技術検査実施回数別の工事成績評定

※分析対象: 平成15年度国土交通省直轄土木工事  
(工種: 一般土木)

中間検査: 技術検査の回数に  
成績点UP.

裏を返せばきっちりと中間技術検査を行う。



**(現行)**

**公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律** (制定平成12年11月)

公共工事の入札及び契約をはかるための措置に関する指針 (閣議決定 平成13年3月)

**会計法** (最終改正 平成14年12月)

**予算決算及び会計令**  
(最終改正 平成14年12月)

【適正化法 第14条】  
施工体制の適正化

【会計法29条の11】  
契約の適正な履行の確保

【会計法29条の11第2項】  
給付の完了の確認

**監督**

**検査**

**地方整備局請負工事監督検査事務処理要領**

(事務次官通達 平成6年3月)

第2章 監督  
第3 監督の体制  
第4 監督業務の分類  
第5 監督職員の担当業務  
第11 監督の技術的基準  
第12 監督に対する図書

第3章 検査  
第13 検査の種類  
第14 検査の体制  
第18 検査の技術的基準  
第19 検査調書

**地方整備局工事  
技術検査要領**

(事務次官通達 昭和63年5月)

第2 技術検査の実施  
第3 技術検査を行う者  
第4 技術検査の方法  
第6 工事成績の評定

**土木工事  
監督技術基準(案)**

(技術審議官通達 平成15年3月)

第3条 監督の実施  
1. 契約の履行の確保  
2. 施工状況の確認等  
3. 円滑な施工の確保  
4. その他

**地方整備局土木工事  
検査技術基準(案)**

(技術審議官通達 平成15年3月)

第3条 工事実施状況の検査  
第4条 出来形の検査  
第5条 品質の検査  
第6条 出来ばえの検査

【適正化法 指針4(1)】  
工事成績評定の実施に努める

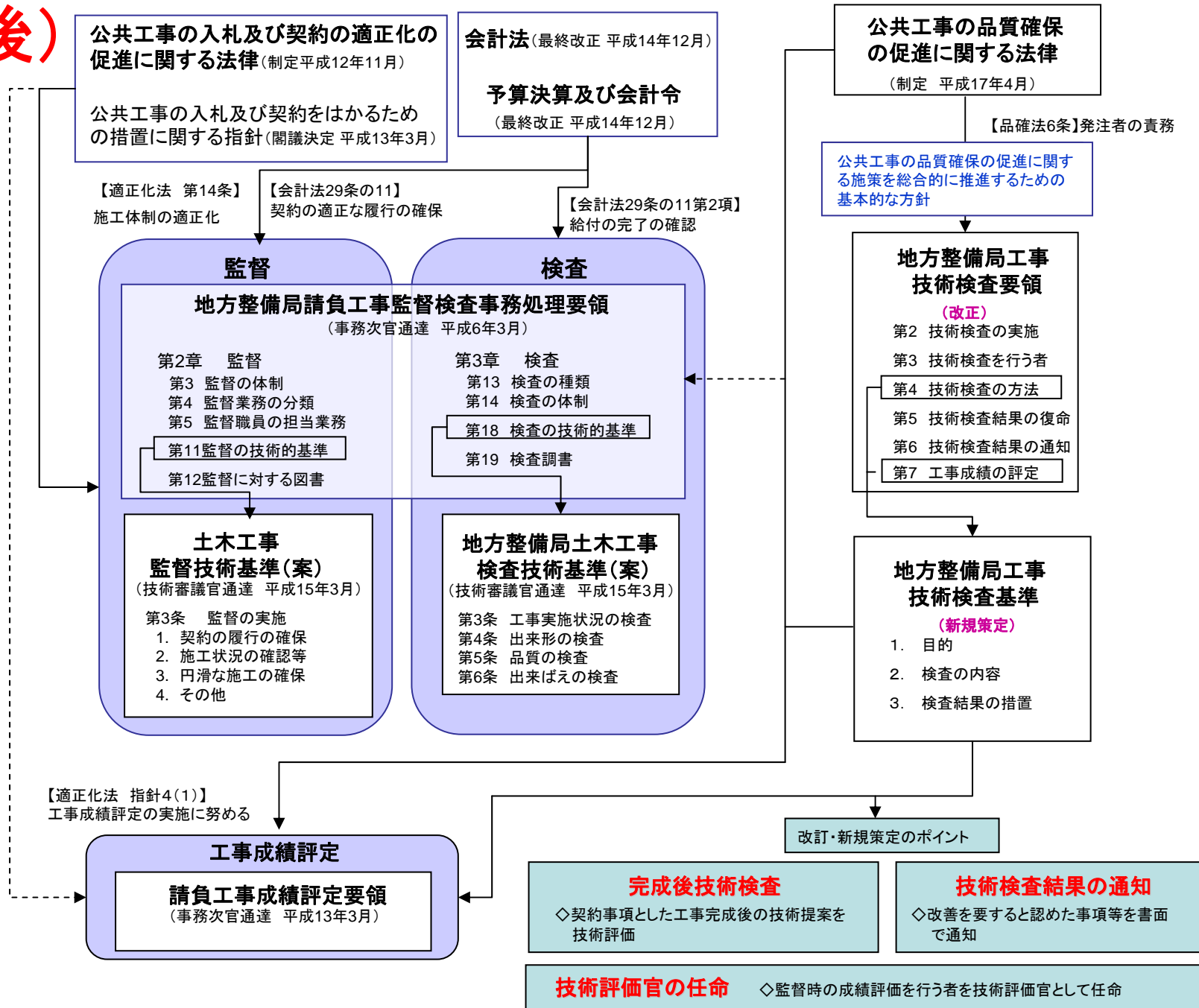
**工事成績評定**

**請負工事成績評定要領**

(事務次官通達 平成13年3月)

**中間技術検査の積極的  
活用について**  
(技術調査室長通達: 平成7年3月)

# (改正後) 予定



## 2. 入契法と施工体制の確保

①入札契約適正化法

②技術者制度

③施工体制

評価の対象となる項目

# 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業			その他 (左以外の21業種)		
		土木工事業 舗装工事業 造園工事業	鋼構造物工事業 管工事業	建築工事業 電気工事業			
建設業の許可制度	許可の種類	特定		一般	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	3,000万円 <sup>注1</sup> 以上	3,000万円 <sup>注1</sup> 未満	3,000万円 <sup>注1</sup> 以上は契約できない	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	請負金額2,500万円 <sup>注2</sup> 以上					
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし	

注1) 建築一式工事の場合は4,500万円

注2) 建築一式工事の場合は5,000万円

# 4. 工事現場の監督

①安全管理

②表彰制度

評価の対象となる項目

# 関東地方整備局指名措置と工事成績

## ○指名停止以上の場合

- ◆ 指名停止3ヶ月以上  
—20点
- ◆ 指名停止2ヶ月以上  
—15点
- ◆ 指名停止1ヶ月以上  
—13点
- ◆ 指名停止2週間以上  
—10点

## ○指名停止未満の場合

- ◆ 文書注意  
—8点
- ◆ 口頭注意  
—5点
- ◆ 不問  
—3点

**特に、重大事故の発生の場合には否応なく減点！  
安全管理は重要な要素となる。**

## 5. 表彰制度

(優良工事表彰等)

評価の対象となる項目

## 6. 最近の建設業に関する動き

①リサイクル

②CALS・EC

③ISO9001

④現場のオープン化

⑤非破壊検査

評価の対象となる項目